官民連携地域生活圏プラットフォーム 運営規約

(設置)
第 1 条　広域那須地域（那須町・那須塩原市・大田原市）において、国土交通省「地域生活圏形成リーディング事業」の採択を受け、持続可能な生活モデルの構築を目指す「官民連携地域生活圏モデル事業」を推進するため、官民の相互連携による地域課題の可視化および解決策の実証を図るべく、官民連携地域生活圏プラットフォーム(以下「本PF」という。)を設置する。

(所管事務)
第 2 条　本PFは、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 地域課題の可視化に関すること
(2) 課題解決型体験プログラムの推進および検証に関すること
(3) 事業成果の評価・分析および次年度計画の策定に関すること
(4) 国（国土交通省等）へのモデル提言に関すること
(5) その他前条の目標達成に資すること

(組織)
第 3 条　本PFは、別紙に定める構成員（以下「構成員」という。）をもって組織する。
2　新たな構成員の加入および既存構成員の脱退については、次条に定めるPF会議の承認を得るものとする。

(PF会議)
第 4 条　本PFの円滑な運営を図るため、PF会議（以下「会議」という。）を設置する。
2　会議は、構成員から原則として各 1 名選出された者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員任期)
第 5 条　委員の任期は、委嘱の日から当該事業年度末の3月31日までとする。
2　前項の任期満了後については、退任の手続きがない限り自動的に1年間の任期で更新されるものとし、以降も同様とする。
3　前各項の規定にかかわらず、委員の構成および継続については、会議の場において確認を行うものとする。

(議長、副議長)
第 6 条　会議に議長 1 人を置く。
2　議長は、委員の中から選出し、会議の承認を得て決定する。
3　議長は、会議を代表し、会務を総括する。
4　会議に副議長を置くことができる。副議長は、議長が指名し決定する。
5　副議長は、議長を補佐し、その職務を代理することができる。
6　会議の事務局は、一般社団法人ナスコンバレー協議会に置く。

(会議の運営)
第 7 条　会議は、議長が必要に応じて招集する。
2　会議の招集手続および日程調整は、事務局が行う。

3　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5　やむを得ない事由により会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。代理人は委員と同じ権利を有するものとする。

(参考人)
第 8 条　会議は、必要に応じて議長の承認のもと、参考人を会議に招聘することができる。
2　参考人は、会議に出席し、意見を述べ、または助言を行うことができる。ただし、議決権は有さないものとする。

(庶務)
第 9 条　本PFの庶務は、一般社団法人ナスコンバレー協議会事務局において処理する。

(雑則)
第 10 条　この規約に定めるもののほか、本PFの運営について必要な事項は、議長がその都度会議に諮って定める。

附 則
1. 本規約は、令和7年12月17日より施行し、令和7年12月1日から適用する。
2. 本規約は、令和8年2月10日より改正施行する。
3. 本規約は、令和8年9月14日より改正施行する。